

# 令和3年度 登録講習 実施日・受講料・受講要件等（作業主任者）

徳島労働局長登録教習機関 登録第55号

(技能講習登録有効期限：2019年4月1日～2024年3月31日)

建設業労働災害防止協会徳島県支部

講習種別	<b>木造建築物の組立て等作業主任者技能講習</b>		
実施日	① 9月2日～3日		
実施場所	徳島市富田浜2丁目10番地	徳島県建設センター	電話(088)622-3113
講習時間	全科目者 1日目 8時30分～17時20分、2日目 8時30分～17時10分終了予定 一部免除者 (1.) 1日目 8時30分～17時20分、2日目 14時30分～17時10分終了予定 (2. 3.) 1日目講習免除、2日目 12時50分～17時10分終了予定 (4.) 1日目講習免除、2日目 14時30分～17時10分終了予定		
受講料	全科目者 9,100円 (税込) 一部免除者 6,900円 (税込)	テキスト代	非会員 1,740円 (税込) 会員 800円 (税込)
受講資格者又は受講要件	1. 木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付け作業に3年以上従事した経験のある者。 2. 大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻し卒業した者でその後2年以上構造部材の組立て等の作業に関する作業に従事した経験のある者。 3. 技能講習規定第1条「厚生労働大臣が定める者」		
講習科目一部免除者	1. 型枠支保工、足場組立、鉄骨組立、建築物等の鉄骨組立のうち、何れかの作業主任者技能講習修了者。 2. 職能法第27条（建築科、とび科、プレハブ建築科）修了者。 3. 職能法施行令検定職種のうち、建築大工又はとびに係る）1級又は2級技能検定合格者。 4. 職能法第28条第1項に規定する建築科、とび科又はプレハブ建築科の職種に係る指導員免許者。		
対象業務	○ 軒高5メートル以上の木造建築物の構造部材の組立作業又はこれに伴う屋根下地、外壁下地の取付け作業。 (令第6条15の4の業務)		

# 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習申込書

(登録55号)

〔開催日： 年 月 日 ～ 月 日〕

受付NO.

会員NO.

受講票送付先	<input type="radio"/>	事業所	受講証明書の付加要・否	
	<input type="radio"/>	自宅	(CPDS申請時添付必須)	要・否
ふりがな				
氏名				
生年月日	昭和 平成	年	月	日 (満 歳)
現住所	〒 -			
連絡先	※講習当日までに連絡をとる場合がありますので、日中(午前8時30分～午後5時まで)連絡のとれる電話番号をご記入ください。 会社 自宅 携帯等 ( )			
受講資格	木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付け作業に3年以上従事した経験のある者。			
	大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻し卒業した者で、その後2年以上構造部材の組立て等の作業に関する作業に従事した経験のある者。			
該当欄に○印を記入	技能講習規定第1条「厚生労働大臣が定める者」			
作業経験が2年以上3年未満のみ記入	学校		科卒業	
※受講に必要な学歴を証明する卒業証明書を添付すること。				
一部免除	型枠支保工、足場組立、鉄骨組立、建築物等の鉄骨組立の内1つの技能講習修了者。			
	職能法第10条(とび科、プレハブ科、建築科)修了者。			
	職能法施行令検定(建築大工、とび)に係る1級又は2級技能検定合格者。			
	職能法第28条(とび科、プレハブ科、建築科)指導員免許者。			
該当欄に○印を記入	※一部免除に該当する方は資格のあることを証明する書類を添付すること。			
当該業務に関する作業経験	年 月 ～ 年 月 ( 年 ヶ月)			
事業主証明	所在地	〒 -		
	会社名			
	代表者名			
	連絡先	TEL:	FAX:	

※申請前6ヶ月以内に撮影した上三分身正面脱帽のもので無背景とする。

証明写真  
1枚  
(3.0cm×2.4cm)  
顔の幅は15mm程度  
裏面に氏名を記入・貼付  
して下さい

建設業労働災害防止協会徳島県支部 殿 申請年月日 年 月 日

申請者

(受講者本人)

## 【申込書記入にあたっての注意事項】

- この申込書に記載する氏名・生年月日等の各項目は、法令で記入することが定められています。
- 本申込書にご記入いただいた個人情報、修了証へ記載するためのものであり、受講者の同意なしに目的以外に使用することはありません。
- 申込書に訂正が必要な場合、訂正線及び下記の訂正印で行うこと。  
・個人情報記入欄：本人の訂正印  
・受講資格要件の作業経験期間に関する箇所：事業主印

## 【受講申込み時の注意事項】

- 受講日の変更について、年度内において1回限り可能。2回目以降は再度お申込み下さい。

実施管理者	担当者